

第1章 総則

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社ビシーデポコーポレーション(以下「当社」といいます)が販売する月額会員制保守サービス(以下「本商品」といいます)の契約者に遵守される規約となります。本商品を申し込み時点で、本規約に同意したものとします。また、契約者が当社の提供する「本商品」並びにクリニックサービスを利用する際には、別紙クリニックサービス「約款」に定める内容/当社の責任範囲も包括して同意したものとします。

第2条 会員

- 1 当社が販売する、本商品に当社指定の入会申込書等において、本規約を承認のうえ、商品区分を指定して申し込まれた方で当社が審査のうえ入会を承認した方を本会員といいます。
- 2 本商品のサービス適用対象として当社が認定したパソコンをサービス加入パソコンとします。サービス加入パソコンについては、専用の保管用紙に製品名、シリアル(製造)番号を当社にて記入します。
- 3 当社が審査のうえ入会を承認した本会員に対して、当社はEdu機能のついたプレミアムメンバーカード(以下「本カード」という。)を発行いたします。Eduの利用に関しては、Eduの定める会員規約に準じます。
- 4 本会員の加入した本商品の利用料金は、回収代行サービス「GoDenペイメント」により、本商品と同時に申し込み頂いた光インターネット回線の月額料金と合算してのお支払いとなります。GoDenペイメントとは、第6条に定める本商品 サービス等について、当社に代わりNTTコミュニケーションズが請求と回収を行うサービスです。本会員は、GoDenペイメントのご利用により、NTTコミュニケーションズが発行する請求書または口座振替によるお支払いが可能となります。本会員は、本サービスの申し込みの際に、本サービスの支払について別紙「GoDenペイメント利用規約」を承諾し、GoDenペイメントを利用することを申し込むこととします。

第3条 プレミアムメンバーカードの管理

- 1 本カードは当社の管理するお客様番号と本カードに記載されているお客様番号により関連付けられた本会員以外は使用できません。
- 2 本カードの所有権は本会員にあります。本会員は、善良なる管理者の注意をもって本カードおよび本カード情報を使用し管理しなければなりません。また、本会員は他人に対し、本カードを貸与、預託、譲渡、譲渡先、もしくは本カード情報を預託、もしくは使用させることを一切してはなりません。本カードには電子マネーEdu機能が付いております。本カードの紛失に対しては発生し得るいかなる損害も当社はその責を負わないものとします。万一、本カードを紛失した場合は、Edu救急ダイヤルに連絡してください。Edu救急ダイヤルに連絡した後、チャージされないように機能を停止することができます。また、紛失、盗難時にチャージされたEdu残高は返還されません。また、紛失等の際には本カードの再発行が必要となります。再発行に関しては、トータルサービスコールセンターにご連絡ください。また、再発行に際しては、第3章第13条に準じた手数料1,000円が発生いたします。
- 3 本カードによって、本商品に加入した本会員であることが証明されます。本カードがないと本商品にて提供されるサービスや特典を利用できないことがあります。

第4条 プレミアムメンバーカードの機能

- 1 本カードを店頭にて提示することにより、本商品の加入プランに含まれるサービスをご利用いただくことができます。
- 2 本カードには電子マネーEdu機能が付いております。本カードに現金をチャージしていただくことができます。Edu加盟店にてお支払いにご利用いただくことができます。Eduチャージは、1回の入金につき25,000円まで合計残高が50,000円までチャージできます。チャージは一部のEdu加盟店、Eduチャージャーなどでチャージすることができます。電子マネーEduの詳細ご利用方法は、<http://www.edy.jp/>をご覧ください。

第5条 規約の変更

当社は、一定の予告期間をもって当社指定の方法により本会員に通知することにより、この規約を変更することができるものとします。この場合、当該予告期間内に、会員契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本会員による承諾があったものとみなします。

第2章 本商品

第6条 本商品のサービス内容と範囲

本商品には、当社が本商品料金表に定めるプランがあります。各商品の内容は、第6条第1項の商品の組合せにより提供されます。また、本商品は、パソコンに適用されるサービスであり、当社がサービス適用対象として認定したサービス加入パソコンに対して取り扱います。サービス加入パソコンについては、専用の保管用紙に製品名、シリアル(製造)番号を当社にて記入します。加入対象外のパソコンに対しては一切適用されません。

(1) 当社が販売する本商品の本会員加入の各プランに含まれる以下の商品の組合せとなり、個別の商品を解約・変更することはできないものとします。ただし、当社がオプションサービスとして定める商品に関しては、最低利用期間(全てのオプションサービスにおいて申し込みから1年間)経過後は解約・変更が出来ることとします。

① パソコン初期設定 ② ウィルス感染防止 ③ データ流出防止 ④ ラブル復旧サポート ⑤ パソコン・ゲーム機ワイヤレスインターネット接続サポート ⑥ 安全データ自動バックアップ

⑦ パソコンリフレッシュサービス ⑧ データ移行サービス ⑨ 24時間電話・リモートアクセスサポート ⑩ 店頭ポイントアドバイス ⑪ パリュメンバ－アドレス ⑫ トータルサービスコールセンター利用権

⑬ パソコン延長修理保証

- (2) ①②③⑥⑩の設定の為に必要なパソコンの初期設定であり、インターネット設定・周辺機器設定等は含まれません。
- (3) 本商品は課金開始より24ヶ月以上の使用を前提としたものです。無料期間および課金開始より24ヶ月以内の解約に関しては、①の初期設定料金をご請求させていただきます。
- (4) ②③はコンピューターウイルスの感染・スパイウェアの感染・外部からの進入による被害を最小限に予防するためのもので、感染・進入の防止を保証するものではないものとします。
- (5) ②③の設定(対策)に際しては、当社指定のソフトウェア(当社規定の使い方)を使用し、予防・駆除機能は、ソフトウェアの性能に準じます。その性能を超える範囲の損害については、当社は一切の責を負いません。本ソフトウェアは常に最新の状態に保つ必要があり、自動更新となっております。本会員、または第三者による設定変更等によって、自動更新がされていない場合の、ウィルスの感染等については、当社はその責を負わないものとします。その際は、ユーザー自身による更新作業が必要となります。また、当社による設定に際して、パソコン内に既にインストールされているセキュリティソフトは全て当社にて削除させていただきます。お客様自身によるセキュリティソフトの削除が行われた場合、当社は④の内容にて再インストールいたします。その際にはセキュリティプログラムファイルが必要となります。お客様自身にて再インストールを行った場合、「セキュリティソフトの設定」および「自動更新の設定」等の不完全からウイルス等に感染しても当社はその責を負わないこととします。
- (6) ④⑤⑥⑦⑧⑩に関する店頭でのサポートはプレミアムメンバーカードを店頭で提示し、かつ該当するサービスのサービス加入されたプランにご加入されていることが確認される場合に限り提供されます。また、当社は、④⑤⑥⑦⑧⑩のサービスに際し、善悪の作業で起きた損害(データ等を含む)に対して保証する責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失に起因する機械の損害は例外とします。その際も、本会員の機器内のデータ等に関する消失などの責は負わないものとします。
- (7) ④⑤⑥⑦⑧⑩について、当社は、直接的、間接的、付随的な損害を含みこれに限定されず、本サービスの依頼により機器・作業から発生するいかなる種類の損害に対してもその責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失による預かり機器の破損・故障・紛失に関しては、該当機器の修理または、同等機器を上取換えて損害賠償することとします。また本サービスの目的が達成されなかった場合の損害賠償は、サービス代金を上取換えて損害賠償することとなります。
- (8) ④⑤⑥⑦⑧⑩について、年間ご使用回数に定められている利用権利は、各サービス加入月を含む12ヶ月間の1年間サービスとして、年間のみ有効な権利とします。未使用の権利は次年に繰り越すものとします。13ヶ月目の1日より、各サービス加入月を含む12ヶ月間の1年間サービスとして、契約を更新することとします。また各サービスにおいて、上限回数を超えるサービスを提供する場合、当社の定める追加料金をお支払いいただくこととします。
- (9) ④は本商品のサービス対象、パソコンの不安定動作、起動動作の状況からの復旧作業、お客様の自己責任での作業のみ適用されるものとし、その判断は当社が行うものとします。
- (10) ④について、当社の都合でハードウェア/ソフトウェアを追加した場合は、本サポートによる優待復旧はできないものとします。また、その判定は当社が行うものとします。
- (11) ④について、復旧作業をするパソコンにおいて、当社は既に導入されているデータ、ソフトウェア、設定の復旧・復元を保証する責は負わないものとします。購入パソコンの初期不具合などによる交換後の再設定も本サービスにより適用されたこととします。復旧とはパソコンを購入時の状態に戻し、本商品のサービスに必要な設定を行ってもであり、契約者自身より導入したソフトウェア/周辺機器の設定は含まれない事とします。データの復旧・復元は⑩で定められた作業内容の範囲に限り、ソフトウェア/周辺機器の再設定はオプションサービスにより行なうこととします。
- (12) ⑤のサービスに使用する無線LAN通信機器は、サービス加入中のレンタルであり、サービス解約時は申込店舗に返却することとします。
- (13) ⑤の⑤の解約後、無線LAN機器返却が不可能な場合、5,000円にて販売できるとなります。但し、販売後当社および機器製造メーカーは、機器および⑤サービスのサポートを一切行いません。
- (14) ⑤におけるゲーム機のサポートは当社が定めるゲーム機と当社が提供する通信機器が無線LAN(Wi-Fi)にて通信できるように設定するサポートであり、インターネット接続後の使用・操作方法についてのサポートは行いません。サポートの対象となるゲーム機は当社が定める機器となり、当社が予告なく変更できるとします。また、ゲーム機に故障や部品の不足等がある場合は、当社はサービス提供の責を負いません。
- (15) ⑦⑧について、サービス後復元・移行されるデータの範囲は当社が定めるところとします。(マイドキュメントフォルダ内に保存されたデータ/電子メールアドレス帳/電子メール本文/インターネットのお気に入り/ハガキ作成ソフトの住所録) 当社規定範囲外のデータ及びアプリケーションの破損・変更、消滅については、当社は責任を負わないものとします。
- (16) 周辺機器・アプリケーション・インターネット等の再設定はお客様自身がこなすこととします。当社が承る際は④の作業範囲/サービス内容にて対応することとします。
- (17) ⑦⑧⑨⑩については、OSの再インストールによりパソコンの動作を改善する内容であり、機械的な故障・消耗等を改善するものではありません。作業後の動作改善については当社は保証する責を負わないものとします。
- (18) ⑥⑦⑧⑨⑩のサービスに含まれる、音楽・映像データに関する当社の取扱いは、お客様自身が私的利用のために複製するデータの機器操作指導(補助)となります。複製するデータはお客様が所有権を有するものに限ります。第三者の所有物である場合、サービス提供をお断りいたします。お客様が虚偽により派生した権利侵害や損害については当社は責任を負わない事とします。本サービスは個人利用を前提とし、法的利用目的、または不自然な複製(同時4台以上)台のご依頼については当社の判断で対応することとします。
- (19) ⑥⑦⑧⑨⑩について、作業代金(他にサポート利用の月額料金、または、商品購入代金が発生する場合があります。これらの代金はお客様に負担いただくこととします。
- (20) ⑨⑩について、お客様からの設定情報(誤伝達)により、お客様または第三者に損害が発生しても当社は責任を負わないこととします。
- (21) ⑨⑩について、操作説明・トラブル解決は10分経過につき1回のサービス利用となります。トラブル解決の判定は当社が行うものと、10分以内で終了した場合も1回の利用といたします。
- (22) ⑨⑩について、著作権の侵害等、法令や条例に抵触する内容の作業、サポートは行わないこととします。お客様の虚偽により派生した権利侵害や損害については当社は責任を負わないこととします。
- (23) ⑨⑩については別途サービス商品として当社が料金を定めている内容である場合、既存のサービス料金にて提供することとします。またその判断は当社が行なうものとします。
- (24) ⑨は当社の委託でキューアンドエー株式会社(電話、メールまたはリモートアクセスにより)提供するサービスです。
- (25) ⑨は電話コール、メール1件の回数ではなく、1つのお問い合わせを解決し1回のご利用とします。問題解決の判断は当社が行なうこととし、1回のご利用有無は、お客様とオペレータ同意の上、カウントするものとします。
- (26) リモートアクセスのご利用有無の判断は、当社が行うものとします。当社オペレータがご案内する、利用に関するサービス条件に同意をいただいたお客様に対しご利用できるものとします。
- (27) リモートアクセスを利用する場合、1つのお問い合わせを解決し30分以内の操作時間、指導につき、1回とカウントします。
- (28) ⑨⑩について、年間使用回数が無料適用回数を越えた場合、以降のサービス提供1回につき1,000円を第2条の1号に定められる支払い方法にてお支払いいただくこととします。
- (29) ⑥については、パソコン故障の際にお客様データ消失の予防措置をするもので、データの消失防止を保証するものではありません。本サービス用機器の故障または使用によって生じたお客様データの消失・破損・漏洩などの直接および間接の損害については当社は一切の責任を負いません。
- (30) ⑥⑦⑧⑨⑩についてバックアップするデータは、お客様が所有権を有するものである事が前提であり、第三者の所有物、また違法コピーのデータが含まれないものとします。お客様の虚偽により派生した権利侵害や損害については当社は責任を負いません。
- (31) ⑥⑦⑧⑨⑩に使用する機器(データバックアップユニット)、⑥に加入期間中のレンタルであり、サービス解約時は申込店舗に返却することとします。解約後、希望される場合は別途5,000円にて販売することとします。
- (32) ⑥⑦⑧⑨⑩のサービス設定に際しては別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」に定める当社規定のデータバックアップソフトウェア(TrueImase)を使用(当社規定の使い方をいたします。このソフトウェアのバックアップ機能はソフトウェアメーカーの基準に準じます。その基準を超える範囲のデータ保存・復旧については当社は一切の責任を負いません。また、このソフトウェアはサービス解約時消去されるものといたします。
- (33) ⑥の解約は、サービスに使用するソフトウェアの消去作業と使用する機器の返却もしくは販売の完了を当社が確認した時点で成立することとします。
- (34) ⑩について第9条に定めます。
- (35) ⑩について、当社が規定する以外の質疑については、当社はサービスを提供する責を負わないものとします。その判定は当社が行います。
- (36) ⑩の利用は、本商品の契約者本人か、同居している家族に限り有効となります。
- (37) ⑩に際し、延長保証は、メーカー保証書、シリアル、サービスプログラムのファイル、プレミアムメンバーカードの4点を店頭にて提示することにより提供されます。また、ご加入に際して、当社はお客様ご購入1年以内の製品名、シリアル(製造)番号を当社にて専用の保管用紙に記入いたします。
- (38) ⑩に際し、メーカー保証期間中(ご購入後1年以内)の製品名、シリアル(製造)番号を当社にて専用の保管用紙に記入いたします。メーカー保証期間後は1回の修理につき本会員は10万円(税込)を上限とし、修理代金の30%の免責金額(お客様が負担金額)を支払うこととします。保証期間中、修理に際しては、別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」を必ずご覧ください。
- (39) ⑩は当社の本商品のサービスに際して、当社の故意または重大過失に起因する場合は、除く(1)の範囲に限り、当社の責任に帰すこととできない事由による損害、当社の予見の可能な場合を除き、特別な事情が生じた損害、過失利益、派生の損害、第三者からお客様に対してなされた賠償責任に基づく損害、オペレーティングシステム、データその他のソフトウェアの破損、変更、または消滅については、責任を負わないものとします。
- (40) 当社は、本商品の全部または一部が当社が選定した協力会社へ委託する場合があります(対象機器の発送・配達・荷受けを含む)。この場合、当社の責任の範囲は本規約の各条項に定める内容と同様とします。
- (41) 当社は、本会員より事前の通知なくして本商品の内容、名称、または仕様を変更することがあります。その内容は、当社指定の方法により本会員に随時通知いたします。
- (42) 各サービスの詳細は、別紙「PCDEPOTトータルサービスの手引き」を参照してください。当社は本規約及び左記「手引き」の内容についてご確認、ご了承いただいたことを前提にサービスの提供を行なうことといたします。

第7条 割引サービスについて

- 1 本商品は24ヶ月以上使用していただくことを前提に、「長期契約割引」として、初期設定費用ならびに端末料金(パソコン本体を含む)、月額料金が割引されております。当社が定める無料期間中および、課金開始より24ヶ月以内に解約される場合、初期設定費用40,000円を請求させていただきます。
- 長期契約期間満了月の翌月より、通常料金「ベ－シック」(年ごと割加入)の月額料金に自動的に変更となります。
- 2 本会員は24ヶ月間満了長期契約割引満了後、本サービスの1年間継続利用を当社にお約束いただくことを条件に、通常料金「ベ－シック」の月額料金から500円割引となる「年ごと割」への加入ができます。
- (1) 長期割引期間満了月の翌月より、自動的に「年ごと割」加入が適用されます。「年ごと割」加入を希望されない場合は、期間満了月の前月にトータルサービスコールセンターへの電話又は郵便による通知が必要です。
- (2) 年ごと割は会員より解除の申し出がない限り、1年単位で自動更新となります。
- (3) 年ごと割の契約解除は会員が当社トータルサービスコールセンターへ電話または郵便にてその旨を通知することにより行われます。
- (4) 年ごと割の更新月は年ごと割加入日から算出し、1年後の同日が含まれる月となります。
- (5) 年ごと割更新月以外の契約期間中に、本サービスの解約もしくは年ごと割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。

第3章 契約

第8条 契約の申込

- 1 会員契約の申込は、本規約および別紙「CoDenペイメント利用規約」に同意のうえ当社所定の方法により行うものとします。
- 2 当社は、申込がなされたとき、申込者に対し本サービスを利用するための会員番号を交付いたします。
- 3 バリユーメンバードレスが含まれるサービスをご契約の会員に対し、利用するためのメールアドレスおよびメールアドレスとパスワードを交付いたします。
- 4 前項に定めるバリユーメンバードレスとメールアドレスについての規定は、別項に定める通りとなります。

第9条 バリユーメンバードレスのメールアドレス、およびメールアドレス等について

- 1 当社はサービス対象の会員に対し契約成立後速やかに、バリユーメンバードレス(以下「メールアドレス」という。)を利用するためのユーザーIDおよびパスワードを記載した会員証を店頭にてお渡しいたします。また、当社にて契約者のパソコンへ当該メールアドレスを設定いたします。
- 2 本会員は当社指定の方法により本商品申込時にメールアドレスを設定することができます。ただし、他の会員の使用するメールアドレスを設定することはできません。
- 3 本会員は、前項によるメールアドレス設定後は、メールアドレスを変更することはできません。
- 4 本会員は、当社が別途定める場合を除き、メールアドレス、およびパスワードを、第三者に使用させ、または、売買、譲渡もしくは貸与してはならないものとします。
- 5 メールアカウント、およびパスワードの管理および使用は会員の責任とし、使用上の誤謬または第三者による不正使用等について、当社は一切その責を負わないものとします。
- 6 本メールアドレスは当社が指定するメールソフト(OutlookExpress・Windowsメール・WindowsLiveメール)でのご利用に限定されるものであり、その他のメールソフトでのご利用は保証されないものとします。
- 7 本アドレスの受信容量は30MBまでであり、容量を超過する場合古いデータから順に削除されます。また保持期間は90日間であり、その間に受信されなかったメッセージは削除されます。
- 8 本アドレスは設備の状況により、電子メールの受信が遅延したり未着になる場合があります。
- 9 本アドレスのトラブルにより発生する直接及び間接の損害について当社は一切の責任を負いません。

第10条 申込の承諾

- 1 会員契約は第9条に定める申込に対し、当社がこれを審査のうえ承諾したときに成立します。
- 2 当社は、次の各号の場合には、会員契約の申込を承諾しないことがあります。また、当社は、会員契約成立後であっても、次の第1号に該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。ただし、次の第2号、第4号、第5号、第6号の場合には当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、かかる期間内に是正されないときには、当社所定の方法にて通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
 - (1) 会員契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が、本サービスの料金等の支払いを現に怠りまたは怠る恐れがあると当社が判断した場合
 - (3) 過去に不正使用等により会員契約(その他当社が提供するサービス契約を含みます)の解除または本サービス(その他当社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合
 - (4) 申込者が未成年者等であって、会員契約の申込にあたり法定代理人等の同意を得ていない場合
 - (5) 本商品の申込者が、CoDenペイメントの定める規定に遵守したお支払いをしていただけないとき
 - (6) その他会員契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
- 3 前項に従い当社が会員契約の申込の不承諾または会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、申込者は、第5章の規定に準じてこれを支払うものとする。

第11条 契約事項の変更等

- 1 本会員は、その氏名、住所または連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届出るものとします。
- 2 本会員は、会員契約プランを変更しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約コースの変更があったものとします。
- 3 会員は、次の各号の変更を希望する場合には、当社所定の方法により、当社に申込みものとします。
 - (1) 本商品のプラン、オプションサービスの追加・解約・変更
 - (2) 料金等の支払方法に利用するCoDenペイメントの情報等
- 4 当社は、前項の変更申込があった場合は、第8条の規定に準じて取り扱います。
- 5 当社は、前項の規定により変更申込を承諾した場合は、第10条第2項の規定に基づき本商品の利用について変更された事項を適用いたします。

第12条 権利の譲渡等

- 1 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、売買、名義変更、に供する等の行為をすることができません。
- 2 会員が死亡した場合は、本サービスを受ける権利を相続人が承継することはできません。
- 3 当社は、会員の死亡の事実を知ったときは、その時点で会員契約の解除があったものとして取り扱います。
- 4 当社はこの規約に基づき、会員に何ら通知を行うことなく、当社が会員から料金等(延滞利息を含みます)の支払いを受ける権利の全部または一部を、CoDenペイメントを運営するNTTコミュニケーションズに対し、譲渡することができるものとします。また当社は、NTTコミュニケーションズに譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取消し、またはNTTコミュニケーションズから再譲渡を受ける事ができるものとします。

第13条 「プレミアムメンバーカード」再発行

- 1 当社は、本会員がプレミアムメンバーカードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、当社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。なお、この場合、本会員は当社所定の再発行手数料1,000円の負担が必要となります。

第14条 会員が行う契約の解除

- 1 本会員は同時に申込みいただいたインターネットサービスと併せて最初の課金から24ヶ月以上使用していたことを前提に、「長期設定費用ならびに端末料金(パソコン本体を含む)、月額料金が割引されております。本サービスもしくは同時に申込みいただいたインターネットサービスを無料期間中及び最初の課金より24ヶ月以内に解約された場合は、初期設定費用4,000円をCoDenペイメントにて請求させていただきます。また、同時に申込みいただいたインターネットサービスが回線の都合により開通しなかった場合、当社指定のADSL・モバイル通信サービススタッフのインターネットサービスに振り替え申し込みをおこなっていただきます。振り替えのサービス開通にいらなかった場合は、本契約は当社の承諾を持って解約されるものとします。その際は解約された場合と同様に初期設定費用を引き落としさせていただきます。
- 2 第7条2項に定める「年割」が適用されている場合、年割適用月以外の契約期間中に本サービスの解約もしくは年割の解除をした場合は、契約解除料3,150円がかかります。
- 3 本会員は、会員契約を解除しようとするときは、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月の初日から20日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、また、毎月の21日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月の末日に、会員契約の解除があったものとします。
- 4 解約後に停止されるサービスについて
 - ① ウィルス感染防止、② データ流出防止 (ライセンスを停止するため、加入者自身で解約後早急に対策を施してください) ③ 安全データ自動バックアップ、④ バリユーメンバードレス
- 5 消滅する権利について
 - ① トラブル復旧サポート、② ゲーム機インターネット接続サポート ③ パソコンリフレッシュサービス、④ データ移行サービス、⑤ 24時間電話・リモートアクセスサポート、⑥ 店頭ワンポイントアドバイス、⑦ ターナルサービスコールセンター利用権、⑧ パソコン延長修理保証
- 6 本商品の契約を解除した後のパソコン利用におけるトラブル(ウイルス感染、データ流出等)については当社はその責を一切負わないものといたします。
- 7 本商品の個々の解約はできないものとします。ただし、当社がオプションサービスとして定める商品に関しては、最低利用期間(全てのオプションサービスにおいて申し込みから1年間)経過後は変更・解約が出来ます。
- 8 ① パソコンゲーム機リフレッシュサービス、② ゲーム機インターネット接続サポートを含むプランの契約解除は、サービスに使用する機器の返却もしくは販売の完了を当社が確認した時点で成立することとします。
- 9 ③ 安全データ自動バックアップサービスを含むプランの契約解除は、サービスに使用するソフトウェアの消去作業と使用する機器の返却もしくは販売の完了を当社が確認した時点で成立することとします。
- 10 ⑤ ⑥ 使用する機器の返却は原則当社申込み店舗への持込とし、やむを得ない事情により持ち込みが行えない場合は、郵送にて当社に返却することとします。その場合の発送にかかる費用は、本会員の負担とします。
- 11 同時に申し込みいただいたインターネットサービスを解約された場合でも、会員からの当社の通知がない場合、本契約が解除されたことにはなりません。
- 12 また、本契約が解除された場合でも、同時に申込みいただいたインターネットサービスの解約は別途事業者へ通知する必要があるとします。
- 13 当社は、既に受領した利用料金その他の債務の払い戻し等は一切行わず責任を負わないものとします。
- 14 前項の場合において、その利用中に係る会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第15条 契約解除の通知

- 1 当社の定めるターナルサービスコールセンターにご連絡をいただき、メールにて本会員に解約通知書を送付し、本会員が記入したその返送通知書が当社に到着した時点で契約解除通知が完了(以下「解除通知完了」といいます)ものとします。
- 2 会員契約の解除依頼が契約解除期限の前であっても、解除通知期限を過ぎた後での解除通知完了に関しては、翌月の会員契約の解除となります。

第4章 利用中止、利用停止および当社が行う契約の解除

第16条 利用中止

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、会員による本商品の利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の本商品用の設備の保守上または工事にやむを得ない場合
 - (2) 災害等により本商品の全部または一部が提供できなくなった場合
 - (3) 本会員もしくは第三者による本商品用設備に過大な負荷を生じさせる行為その他その使用もしくは運営に支障を与える行為、または本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用を中止するときは、あらかじめその旨を会員に通知します。ただし、緊急等やむを得ない場合は、この限りではありません。当社は、前各号による本商品の中止に伴い本会員、または第三者が被った被害に対しこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

第17条 利用停止

- 1 当社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、当該会員による本商品の利用を中止することがあります。
 - (1) 会員契約に関して当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 支払期日を過ぎても料金等を支払わない場合
 - (3) 本商品の申込者も、CoDenペイメントの定める規定に遵守したお支払いをしていただけないとき
 - (4) 破産手続き開始または再生手続き開始の申立があった場合
 - (5) 第6章第23条に反した場合
 - (6) 前各号の他この規約上の義務を現に怠りまたは怠る恐れがある場合
- 2 当社は、前項の規定により本商品の利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間または停止を解除する条件を会員に通知します。ただし、緊急時や連絡がつかない等のやむを得ない場合は、この限りではありません。

第18条 当社が行う契約の解除

- 1 当社は、前条の規定により本商品の利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、当社所定の方法で通知することにより、その会員契約を解除することができるものとします。また、長期間連絡が取れない等、止むを得ない場合は、通知なしに契約を解除できるものとします。
- 2 本会員が前条各号所定の事由に該当し、当社業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合には、本商品の利用停止をしないで、当社所定の方法で通知することにより、会員契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本商品の利用に係る一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

第5章 料金等

第19条 料金等

- 1 料金等の具体的な額は、当社指定の本商品料金表によるものとします。また、当社の都合により本商品の料金を変更することがあります。本商品は、パソコンに適用されるサービスであり、対象となるパソコンの購入価格、又は製造からの経過年数によって料金が決定します。

第20条 料金等の計算方法等

- 1 当社は、本商品の料金について、毎月の初日から末日までの間(以下「料金月」といいます)を単位として計算します。
- 2 当社は利用料金を料金月の前月末日に計算します。
- 3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

第21条 料金等の支払方法

- 1 会員は、次の方法により料金等の支払いを行うものとします。
 - (1) CoDenペイメント
 - (2) その他当社が定める方法
- 2 料金等の支払いは、NTTコミュニケーションズの提供するCoDenペイメントにお支払いいただきます。またその規約については別紙CoDenペイメント利用規約に定めるものとします。
- 3 当社は本会員に対し、毎月の初日から末日までの利用分の請求をCoDenペイメントに対し、翌月の5日に行うものとします。
- 4 会員は、当社に別途申し出をしない限り、毎月継続して同様に支払うこととします。
- 5 会員は、NTTコミュニケーションズからの「N」から始まるお客様番号等、CoDenペイメントの登録内容に変更があった場合には、遅延なく当社にその旨を申し出ることとします。
- 6 当社は会員の利用料金の計算を利用月の末日に計算し、確定します。
- 7 当社はCoDenペイメントにてお支払いいただいた料金に関して、領収証を発行する義務を負いません。会員はCoDenペイメントによって支払ったサービス使用料等の料金について、

当社からの領収書を請求しないことを承諾することとします。

- 前項の規定にかかわらず、本商品の料金について、その全部または一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 当社は、契約者によって一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。契約者は、この債権譲渡を承諾するものとします。
- 契約者とCoDenペイメントを運営するNTTコミュニケーションズの間に利用料金等の債務を巡って紛争が発生した場合は、該当の債権が当社にすべて再譲渡され、当社が窓口となり対応いたします。

第22条 延滞利息

- 本会員は、本商品の料金(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお当社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年15%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 当社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。

第6章 会員の義務

第23条 会員の義務

- 本会員は、本商品を利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。
 - 本商品により利用し得る情報を改ざんまたは消去する行為
 - 他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、または他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為
 - 他の会員、当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
 - 他の会員、当社もしくは第三者を誹謗中傷またはその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
 - 他の会員、当社もしくは第三者の財産またはプライバシー等を侵害する行為
 - 詐欺等の犯罪に結びつく行為
 - 他の会員、当社もしくは第三者に対し無断に広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、他の会員、当社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、当社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、または特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて「迷惑メール等送信行為」といいます。)
 - わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待または若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書または情報等を送信、またはインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に違反する行為
 - 本会員もしくは第三者の設備等または本商品用設備に過大な負荷を与える行為
 - 事実と反する情報または意味のない情報を送信する行為
 - その他法令に違反または公序良俗に反する行為
 - その他本商品の運営を妨げるような行為
 - その他全各号に該当するおそれのある行為またはこれに類する行為
- 本会員は、本商品の利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとし、万一本商品の利用に関連し他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員または第三者から何らかの請求がなされたまたは訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。

第7章 雑則

第24条 会員への通知

- 当社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。
- 当社から本会員への通知は、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

第25条 著作権等

- 別段の定めのない限り、本商品にて提供される全ての情報に関する著作権その他の知的財産権は、当社または当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本商品の著作権その他の知的財産権は、当社に帰属するものとします。
- 本会員は、本商品を利用することにより得られる一切の情報(本商品内に含まれる全てのサービスを含みます)を、当社または当該情報に関し正当な権利を有する者の事前の許諾なくして、私的使用の範囲を超える目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法のいかんを問わず自ら行ってはならずおよび第三者をして行わせてはならないものとします。

第26条 機密保持及び個人情報の取扱い

- 当社は、利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報(個人情報及び通信の秘密を含みます)を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをいい、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を含むがこれに限らない)については、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。当社は契約者が本商品の利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任も負わないものとします。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。
- 当社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。
 - 本商品・インターネットなど、当社サービスを提供するため
 - アフターサービスを行うため
 - 請求を行うため
 - 契約者に有用と思われる情報の提供に利用するため
 - 契約者に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 契約者は、前項利用目的のために、当社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することに了承するものとします。当社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に当社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。
- 当社では、法令の規定に基づき利用または提供しなければならぬ時を除いて、個人情報を契約者の同意なしに第三者へ提供することはないものとします。この規定は、本商品の契約が終了した後も継続するものとします。
- 当社は、契約者の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。ただし、当社クリニックサービスをご利用の際は作業内容によって、当社にてお客様のパソコンをインターネットに接続、または、お客様の画像、音楽、個人情報、他人の個人情報等(以下「個人情報」といふ。)を複製、格納等することがございますが、お客様自身にてバックアップ後、消去してお持ちください。当社では、お客様のパソコン内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に関しては、当社が管理責任を持たないと共に、保証はいたしません。
- 当社は、契約者から当社が管理している契約者の個人情報について開示の請求があった場合は、原則として開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときには、当該請求にかかる個人情報の全部または一部を開示しないことがあります。その場合には、契約者に理由を通知します。
 - 申請書に記載されている住所と当社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
 - 代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
 - ご提出いただいた申請書類に不備があった場合
 - 当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすとき
 - 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利を害する恐れのあるとき
 - 他の法令に違反することとなる場合
- 万一登録内容が正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じます。
- 当社は、本会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、退会の手続きを取ることがあります。

「本サービス内容の問合せ先」

PCDEPOTトータルサービスコールセンター
0570-020-109(携帯・PHS・ひかり電話からは045-330-1360)
朝 9:00～夜 9:00

「Edy紛失・盗難等に関する問合せ先」

Edy救急ダイヤル
0570-081-999
平日:9:30～19:00、土日祝日:10:00～18:00
休業日:1/1～1/3と毎年2月第1日曜日